

島根県報

号外第九三号

平成十四年九月三日

(火曜日)

規 則

目 次

島根県個人情報保護条例施行規則

(総務課) 一

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

() 一〇

告 示

島根県個人情報保護条例第二十二條第一項の規定による個人情報

() 一〇

島根県個人情報保護条例第四十五條の規定による法人

() 一二

県政情報センター等設置運営要綱の一部改正

() 一二

公布された条例等のあらまし

◇島根県個人情報保護条例施行規則(規則第八四号)

一 規則の概要

(一) 個人情報取扱事務の登録に関する事項について定めることとした。(第二條・様式第一号関係)

(二) 個人情報開示請求書(第三條・様式第二号関係)、個人情報訂正等請求書(第十條・様式第三号関係)、個人情報取扱是正申出書(第十一條・様式第四号関係)の様式等を定めることとした。

(三) 本人等であることを証明するために必要な書類を定めることとした。(第四條関係)

(四) 実施機関が開示の実施に関し開示請求者に通知する事項を定めることとした。(第五條関係)

(第五條関係)

(五) 第三者に意見書の提出の機会を与える際に実施機関が通知する事項を定めることとした。(第六條関係)

(六) 電磁的記録の開示方法について定めることとした。(第七條関係)

(七) 公文書の写しの交付部数並びに写しの作成及び送付に要する費用の額を定めるとともに、費用については前納しなければならないこととした。(第八條関係)

(係)

(八) 公文書の閲覧等の制限を設けることとした。(第九條関係)

(九) 異議申立書の様式を定めることとした。(第十二條・様式第五号関係)

(十) 運用状況の公表は、島根県報に掲載して行うこととした。(第十三條関係)

二 施行期日

平成十四年十月一日から施行することとした。

◇島根県情報公開条例施行規則の一部改正(規則第八五号)

一 改正の概要

第七條第二項により規定する写しの作成に要する費用の額を改正することとした。

二 施行期日

平成十四年十月一日から施行することとした。

規 則

島根県個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

平成十四年九月三日

島根県規則第八十四号

島根県個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

島根県知事 澄 田 信 義

第一条 この規則は、島根県個人情報保護条例(平成十四年島根県条例第七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第二条 条例第四条第一項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報取扱事務の区分
- 二 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- 三 個人情報の目的外利用の状況
- 四 個人情報の目的外提供の状況
- 五 個人情報取扱事務の委託
- 六 個人情報の処理形態

2 条例第四条第一項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第一号によるものとする。

3 条例第四条第二項第二号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 県、国若しくは他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員名簿、立入検査証等の職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- 二 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の必要な事項のみを取り扱う事務
- 三 刊行物等において一般に入手し得るものを取り扱う事務

(個人情報開示請求書)

第三条 条例第十二条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 求める開示の実施の方法
- 二 開示請求をしようとする者が法定代理人の場合にあっては、本人の氏名及び住所並びに本人の状況
- 三 開示請求をしようとする者の連絡先
- 2 条例第十二条第一項に規定する請求は、個人情報開示請求書(様式第二号)により行うものとする。

(本人等であることを証明するために必要な書類)

第四条 条例第十二条第二項(条例第二十一条第四項、第二十五条第三項及び第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に定める書類とする。

一 本人が請求又は申出をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として実施機関が適当と認めるもの

二 法定代理人が本人に代わって請求又は申出をする場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類として実施機関が適当と認めるもの

(開示の実施に関する通知)

第五条 条例第十七条第一項の規則で定める事項は、開示を実施することができる日時及び場所とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第六条 条例第二十条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求年月日
- 二 開示請求に係る個人情報に含まれている第三者に関する情報の内容
- 三 意見書の提出先及び提出期限
- 2 条例第二十条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 開示請求年月日
 - 二 開示請求に係る個人情報に含まれている第三者に関する情報の内容
 - 三 条例第二十条第二項第一号又は第二号の規定のうち根拠となる規定及び当該規定を適用する理由
 - 四 意見書の提出先及び提出期限

(電磁的記録の開示方法)

第七条 条例第二十一条第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 録音テープ又は録音ディスクに記録されている電磁的記録 次に掲げる方法
 - イ 専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 録音カセットテープに複写したものの交付
- 二 ビデオテープ又は録画ディスクに記録されている電磁的記録 次に掲げる方法
 - イ 専用機器により再生したものの視聴
 - ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付

三 その他の媒体に記録されている電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したもので、若しくはそれを複写したものの閲覧又は写しの交付

2 前項第三号の規定にかかわらず、当該電磁的記録の全部を開示する場合又は非開示情報に記載されている部分を容易に区分して除くことができる場合には、専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴（以下「閲覧等」という。）の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧等又は磁気ディスク等に複写したものの交付の方法により開示を行うことができる。

（公文書の写しの交付等）

第八条 公文書の写しを交付するときの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

2 条例第二十三条に規定する写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

3 条例第二十三条に規定する費用は、当該写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

（閲覧等の制限等）

第九条 公文書の閲覧等をする者は、当該公文書を汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

（個人情報訂正等請求書）

第十条 条例第二十五条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法定代理人が訂正等の請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所並びに本人の状況

二 訂正等の請求をしようとする者の連絡先

2 条例第二十五条第一項に規定する請求は、個人情報訂正等請求書（様式第三号）により行うものとする。

（個人情報取扱是正申出書）

第十一条 条例第三十条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法定代理人が是正の申出をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所並びに本人の状況

二 是正の申出をしようとする者の連絡先

2 条例第三十条第一項に規定する申出は、個人情報取扱是正申出書（様式第四号）によ

り行うものとする。

（不服申立て）

第十二条 条例第十七条及び第二十七条に規定する決定について、行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）第六条に規定する異議申立てをしようとするものは、異議申立書（様式第五号）を実施機関に提出するものとする。

第十三条 条例第四十六条の規定による運用状況の公表は、島根県報に登載して行うものとする。

附 則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

別表（第八条関係）

電磁的記録	公文書の種類		写しの種類	費用の額
	文書、図画又は写真	フィルム		
	マイクログフィルム	用紙に印刷したもの	乾式複写機により複写したもの	白黒カラー （一枚当たりA三判まで） 写しの作成の委託に要する費用相当額
	写真フィルム	用紙に印刷したもの	用紙に印刷したもの	白黒カラー （一枚当たりA三判まで） 写しの作成の委託に要する費用相当額
		録音カセットテープ（二二〇分）に複写したもの	ビデオカセットテープ（VHS方式一二〇分）に複写したもの	白黒カラー （一枚当たりA三判まで） 写しの作成の委託に要する費用相当額
		フロッピーディスク（三・五インチ二HD）に複写したもの	光ディスク（CD-R六五〇メガバイト）に複写したもの	白黒カラー （一枚当たりA三判まで） 写しの作成の委託に要する費用相当額
		光磁気ディスク（二・三〇メガバイト）に複写したもの		白黒カラー （一枚当たりA三判まで） 写しの作成の委託に要する費用相当額

様式第 1 号 (第 2 条関係)

個人情報取扱事務登録簿

(枚中 枚)

				事務番号		
区分	<input type="checkbox"/> 全 庁	個人情報取扱事務を所管する組織の名称	登録主管課(室)名	登録年月日	年	月 日
	<input type="checkbox"/> 地方機関		個人情報保有機関	変更年月日	年	月 日
				<input type="checkbox"/> 固有		
個人情報取扱事務の名称						
個人情報取扱事務の目的			(根拠法令等：)			
個人情報の対象者の範囲						
個人情報の記録項目						
① 基本的事項		<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 性別	
		<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> ()	
② 心身の状況		<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 障害の状況	<input type="checkbox"/> 身体の状況	
		<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	
③ 家庭生活		<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> ()	
④ 社会生活		<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 地位・役職	<input type="checkbox"/> 資格	
		<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	
⑤ 資産・収入		<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 収入状況	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
		<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	
⑥ 思想・信条・信教等		<input type="checkbox"/> 思想・信条	<input type="checkbox"/> 信教	根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 (法令等の名称：)	
		<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報			<input type="checkbox"/> 審査会意見	
⑦ その他		<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	
個人情報の収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (根拠：条例第 5 条第 3 項第 号該当)				
		収集先	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の県の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁			
			<input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ()			
個人情報の目的外利用の状況		<input type="checkbox"/> 有 (目的外利用 根拠：条例第 6 条第 号該当) <input type="checkbox"/> 無				
個人情報の目的外提供の状況		<input type="checkbox"/> 有 (目的外提供 根拠：条例第 7 条第 1 項第 号該当) <input type="checkbox"/> 無				
		提供先	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の県の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁			
			<input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
個人情報取扱事務の委託		<input type="checkbox"/> 有 (条例第 10 条) <input type="checkbox"/> 無				
個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電子計算機	オンライン結合	<input type="checkbox"/> 有 (条例第 7 条第 3 項)	根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 (法令等の名称：)
				<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 公益上の必要
		<input type="checkbox"/> 手作業				
備考						

(継続用紙)

(枚中 枚)

事務番号	
------	--

個人情報 の 記 録 項 目

① 基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
② 心 身 の 状 況	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
③ 家 庭 生 活	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
④ 社 会 生 活	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
⑤ 資 産 ・ 収 入	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
⑦ そ の 他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()

備	考
---	---

様式第 2 号 (第 3 条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関) 様

住 所
(〒 -)

氏 名

連絡先 () -
電話番号

島根県個人情報保護条例第12条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容	
開 示 の 方 法 (希望する番号を○で囲んでください。)	1 公文書の閲覧又は視聴 2 公文書の写しの交付 3 公文書の閲覧、視聴及び写しの交付

- 注 1 「開示請求に係る個人情報の内容」欄は、当該個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 2 請求の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

【法定代理人記入欄】 この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(〒 -) 電話番号 () -
本人の状況 (該当する番号を○で囲んでください。)	1 未成年者 (年 月 日生) 2 成年被後見人	

注 法定代理人による請求の場合には、法定代理人自身を証明する書類（運転免許証、旅券等）のほか、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

【職員記入欄】 この欄には記入しないでください。

本人等確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

様式第3号 (第10条関係)

個人情報訂正等請求書

年 月 日

(実施機関)

様

住 所

(〒 —)

氏 名

連絡先 () ー
電話番号

島根県個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正等を請求します。

訂正等請求に係る 個人情報の内容	
訂正等を求める内容	

- 注 1 「訂正等請求に係る個人情報の内容」欄は、当該個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 2 「訂正等を求める内容」欄は、訂正等を求める箇所及び内容を具体的に記入してください。
- 3 請求の際には、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。
- 4 請求の際には、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。

【法定代理人記入欄】 この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(〒 —) 電話番号 () ー
本人の状況 (該当する番号を○で囲んでください。)	1 未成年者 (年 月 日生)	
	2 成年被後見人	

注 法定代理人による請求の場合には、法定代理人自身を証明する書類(運転免許証、旅券等)のほか、法定代理人の資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。

【職員記入欄】 この欄には記入しないでください。

本人等確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

様式第 4 号 (第11条関係)

個人情報取扱是正申出書

年 月 日

(実施機関)

様

住 所

(〒 —)

氏 名

連絡先 () 電話番号 () —

島根県個人情報保護条例第30条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の取扱いの是正を申し出ます。

是 正 の 申 出 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容	
是 正 の 申 出 に 係 る 個 人 情 報 の 取 扱 内 容 及 び 是 正 を 求 め る 内 容	

- 注 1 「是正の申出に係る個人情報の内容」欄は、当該個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 2 「是正の申出に係る個人情報の取扱内容及び是正を求める内容」欄は、当該個人情報の取扱い並びに是正を求める箇所及び内容を具体的に記入してください。
- 3 申出の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

【法定代理人記入欄】 この欄は、本人が申し出る場合は、記入する必要はありません。

本 人 の 氏 名 及 び 住 所	氏名	
	住所	(〒 —) 電話番号 () —
本 人 の 状 況 (該当する番号を○で囲んでください。)	1 未成年者 (年 月 日生)	
	2 成年被後見人	

注 法定代理人による申出の場合には、法定代理人自身を証明する書類（運転免許証、旅券等）のほか、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

【職員記入欄】 この欄には記入しないでください。

本 人 等 確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

様式第5号 (第12条関係)

異 議 申 立 書

年 月 日

(実施機関)

様

異議申立人 住所又は所在地

氏名又は名称 印

(年 月 日生 歳)

年 月 日付け 第 号 で通知があった処分について、次のとおり異議申立てをします。

異議申立てに係る処分	
異議申立てに係る処分があったことを知った年月日	
異議申立ての趣旨	
異議申立ての理由	
異議申立てができることの教示の有無及びその内容	
備 考	

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第八十五号

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

島根県情報公開条例施行規則（平成十三年島根県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第七条関係）

電磁的記録	公文書の種類		写しの種類	費用の額
	文書、図画又は写真	フィルム		
	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額	白黒 カラー （一枚当たりA三判まで） 二〇〇円 五〇〇円
	写真フィルム	用紙に印刷したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額	白黒 カラー （一枚当たりA三判まで） 二〇〇円 五〇〇円
		用紙に印刷したものを乾式複写機により複写したもの	写しの作成の委託に要する費用相当額	白黒 カラー （一枚当たりA三判まで） 二〇〇円 五〇〇円
		録音カセットテープ（二二〇分）に複写したもの	録音カセットテープ（二二〇分）に複写したもの	一卷 一九〇円
		ビデオカセットテープ（VHS方式二二〇分）に複写したもの	ビデオカセットテープ（VHS方式二二〇分）に複写したもの	一卷 二九〇円
		フロッピーディスク（三・五インチ二HD）に複写したもの	フロッピーディスク（三・五インチ二HD）に複写したもの	一枚 一一〇円
		光ディスク（CD-R六五〇メガバイト）に複写したもの	光ディスク（CD-R六五〇メガバイト）に複写したもの	一枚 一五〇円
		光磁気ディスク（二・三〇メガバイト）に複写したもの	光磁気ディスク（二・三〇メガバイト）に複写したもの	一枚 三四〇円

附 則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

告

示

島根県告示第七百九十八号

島根県個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）第二十二条第一項の規定による個人情報等を次のとおり定め、平成十四年十月一日以後に合格を発表する試験等から適用する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄 田 信 義

試験等の名称	開示する内容	開示による個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）第二十二条第一項の規定による個人情報等を次のとおり定め、平成十四年十月一日以後に合格を発表する試験等から適用する。	試験等の名称	開示する内容	開示による個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）第二十二条第一項の規定による個人情報等を次のとおり定め、平成十四年十月一日以後に合格を発表する試験等から適用する。	
《知事部局》	口頭により開示請求をすることができる	口頭による開示請求をすることができる期間	行政書士試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から一月間	総務部総務課
試験等の名称	開示する内容	開示による個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）第二十二条第一項の規定による個人情報等を次のとおり定め、平成十四年十月一日以後に合格を発表する試験等から適用する。	試験等の名称	開示する内容	開示による個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）第二十二条第一項の規定による個人情報等を次のとおり定め、平成十四年十月一日以後に合格を発表する試験等から適用する。	試験等の名称
技能労務職員採用選考試験	得点及び順位	〃	技能労務職員採用選考試験	得点及び順位	〃	総務部人事課
非常勤嘱託員選考試験	〃	〃	非常勤嘱託員選考試験	〃	〃	〃
島根県准看護師試験	総合得点及び科目別得点	〃	島根県准看護師試験	総合得点及び科目別得点	〃	健康福祉部医療対策課
島根県立松江高等看護学院入学試験	〃	〃	島根県立松江高等看護学院入学試験	〃	〃	健康福祉部医療対策課
島根県立石見高等看護学院入学試験	成績順位	〃	島根県立石見高等看護学院入学試験	成績順位	〃	健康福祉部医療対策課
島根県歯科技工士試験	総合得点及び科目別得点	〃	島根県歯科技工士試験	総合得点及び科目別得点	〃	健康福祉部医療対策課

調理師試験	介護支援専門員実務研修受講試験	保育士試験	クリーニング師試験	毒物劇物取扱者試験	薬種商試験	製菓衛生師試験	島根県農業管理指導士認定試験	島根県改良普及員資格試験	狩猟免許試験	水産業改良普及員資格試験	砂利採取業務主任者試験	砕石業務管理者試験	長期離職者支援事業技術講習受講生選考試験
〃	分野別得点	科目別得点	得点(科目別得点を含む。)	〃	〃	〃	得点	〃	知的試験及び技能試験の得点、技能試験の適否	得点	総合得点及び科目別得点	〃	得点及び順位
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	合格発表の日(結果通知発送の日)から一月間	合格発表の日(結果通知発送の日)から一月間	合格発表の日(結果通知発送の日)から一月間	〃	合格発表の日(結果通知発送の日)から一月間
健康福祉部健康推進課	健康福祉部高齢者福祉課	健康福祉部青少年家庭課	健康福祉部薬事衛生課	〃	〃	〃	農林水産部生産指導課	〃	農林水産部森林整備課鳥獣対策室	農林水産部水産振興課	商工労働部企業振興課及び浜田商工労政事務所	〃	商工労働部労働政策課

技能検定試験	島根県立松江高等技術校入校選考試験	島根県立出雲高等技術校入校選考試験	島根県立浜田高等技術校入校選考試験	島根県立益田高等技術校入校選考試験	《教育委員会》	島根県立高等学校入学者選抜学力検査	《人事委員会》	島根県職員採用試験	島根県警察官採用試験
学科及び実技の科目的得点	科目別得点及び総合順位	〃	〃	〃	〃	合計得点及び教科別得点	〃	第一次試験の総合得点及び総合順位(不合格者に係るものに限る。)並びに第二次試験の総合得点及び総合順位	島根県の第一次試験の総合得点及び総合順位(不合格者に係るものに限る。)並びに島根県の第二次試験の総合得点及び総合順位
合格発表の日から1月間	〃	〃	〃	〃	〃	島根県立高等学校入学者選抜定時制第二次募集合格発表の翌日から一月間	〃	合格発表の日から一月間	合格発表の日から一月間。ただし、島根県の第一次試験不合格者で警視庁を併せて志望したものについては、警視庁の最終合格発表の日から一月間
〃	松江高等技術校	出雲高等技術校	浜田高等技術校	益田高等技術校	〃	第一志望先高等学校	〃	人事委員会事務局	〃

島根県職員採用試験 (人事委員会が実施するもの内、第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものに限る。)	第一次試験の総合 得点及び総合順位 (不合格者に係る ものに限る。)並 びに第二次試験の 総合得点及び総合 順位	合格発表の日から 一月間	〃
島根県職員採用選考試 験(人事委員会が実施 するもの内、第一次 試験及び第二次試験に 分けて実施するものを 除く。)	総合得点及び総合 順位	〃	〃

島根県告示第七百九十九号

島根県個人情報保護条例(平成十四年島根県条例第七号)第四十五条の規定による法人を次のとおり定め、平成十四年十月一日から施行する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 財団法人島根県育英会
- 二 財団法人北東アジア地域学術交流財団
- 三 財団法人しまね国際センター
- 四 財団法人しまね海洋館
- 五 財団法人島根ふれあい環境財団二十一
- 六 財団法人しまね女性センター
- 七 財団法人島根県並河萬里写真財団
- 八 財団法人島根県文化振興財団
- 九 財団法人三瓶フィールドミュージアム財団
- 十 財団法人島根難病研究所
- 十一 財団法人島根県環境保健公社

- 十二 財団法人しまね長寿社会振興財団
- 十三 社会福祉法人島根県社会福祉事業団
- 十四 財団法人島根県障害者スポーツ協会
- 十五 財団法人しまね農業振興公社
- 十六 財団法人島根県みどりの担い手育成基金
- 十七 社団法人島根県林業公社
- 十八 財団法人くにびきメッセ
- 十九 財団法人ふれあい里奥出雲財団
- 二十 財団法人しまね産業振興財団
- 二十一 財団法人ふるさと島根定住財団
- 二十二 財団法人島根県勤労福祉事業団
- 二十三 島根県土地開発公社
- 二十四 財団法人島根県建設技術センター
- 二十五 島根県住宅供給公社
- 二十六 財団法人島根県建築住宅センター

島根県告示第八百号

県政情報センター等設置運営要綱(平成六年島根県告示第七百十六号)の一部を次のように改正する。

平成十四年九月三日

島根県知事 澄 田 信 義

第二条第一項中「(以下「情報公開」という。)の」を「(以下「情報公開」という。)並びに個人情報の開示等に関する」に改める。
第四条第一号イ中「情報公開」の下に「及び個人情報保護」を加え、同号ロ中「全実施機関」を「実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)」及び個人情報の開示等に係る実施機関」に改め、同号ハ中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同号ホを削り、同号ヘ中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同号中へをホとし、トをへとし、同号チ中「公開の可否の決定」を「公開等の決定及び個人情報の開示等の決定」に改め、同号中チをトとし、リを

削り、ヌをチとし、ルを削り、同号ヲ中「情報公開」の下に「及び個人情報保護」を加え、同号中ヲをリとし、同条第二号イ中「情報公開」の下に「及び個人情報保護」を加え、同号ロ中「全実施機関」を「実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）及び個人情報等の開示等に係る実施機関」に改め、同号ハ中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同号中ホを削り、同号ヘ中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同号中ヘをホとし、トをへとし、同号チ中「公開の可否の決定」を「公開等の決定及び個人情報の開示等の決定」に改め、同号中チをトとし、リを削り、ヌをチとし、ルをリとし、同号ヲ中「情報公開」の下に「及び個人情報保護」を加え、同号中ヲをヌとする。

第七条中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

行政資料貸出者登録 (変更) 申請書

年 月 日

フリガナ 氏 名	
住 所	〒 —
連 絡 先	電話番号 () —
利 用 者 区 分	1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する者 3 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 県内に存する学校に在学する者 5 その他

- 注 1 利用者区分は、該当する項目に○印を記入してください。
 2 この申込書は、行政資料と一緒に提出してください。
 3 変更の場合は、変更箇所のみ記入してください。
 4 貸出冊数は 3 冊以内、貸出期間は 7 日以内です。

<職員記入欄>

身元確認方法	1 運転免許証	2 身分証明書	3 その他 ()	担当者	
--------	---------	---------	-----------	-----	--

附 則

この告示は、平成十四年十月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十四年九月三日印刷
平成十四年九月三日発行

発行者
島
根
県

印刷所

松江学園南町

松江学園南町
松島
陽根
印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)